

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月26日（平成28年（行個）諮問第159号）

答申日：平成29年4月24日（平成29年度（行個）答申第16号）

事件名：本人に係る特定番号裁決書の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

平成13年特定月日特定番号裁決書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、訂正請求に形式上の不備等があるとして不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年9月7日付け厚生労働省発総0907第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 父（特定個人）の厚生年金遺族年金請求権は、子である審査請求人に対しては、平成13年当時ないことは承知している上での給付請求であり、給付しない原処分に対する不服申立、裁決書の記載に誤りがあることの訂正請求である。手数料を支払って裁決書の開示請求を行わなかったことを理由とした不開示決定は、手数料を支払って子に対しても給付している共済年金にその実体をかえてしか受けつけないとするもので、共済年金の裁決書など存在しない。

イ 裁決書の訂正請求に開示請求など不要であるのに、遺族年金の正当な請求ができる（配偶者の）身分の証を提出しないからといって、裁決書の訂正請求、訂正しない決定は、裁決書を隠ぺいすることで、債務名義がないのに不動産売却という行政行為の瑕疵を遺族年金給付という行政権の行使で相殺するという正当な手段を行使しないで権利侵害するものである。

裁決書を隠ぺいして債務名義がないのに不動産売却した流れの市場の証となるマイナンバーカードを自治体が交付しない（発行はされ

ているのに本人確認できないと交付しない)。

マイナンバーカードは本人確認の証とならないから提出できない。

## (2) 意見書

審査請求人から、平成28年11月15日に意見書及び資料が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人(以下、第3において「請求人」という。)は、平成28年7月14日付けで、処分庁に対して、法28条1項の規定に基づき、「平成13年特定月日特定番号裁決書」(以下、第3において「本件文書」という。)に係る訂正請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年9月7日付け厚生労働省発総0907第2号により不訂正決定(原処分)を行ったところ、請求人がこれを不服として、同月11日付け(同月13日受付)で審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

### 3 理由

#### (1) 本件文書について

本件審査請求に係る訂正請求において請求人が訂正を求める個人情報(以下、(2)で述べるとおり、法27条1項1号ないし3号に定める保有個人情報に該当しないため、本件理由説明書において、「平成13年特定月日特定番号裁決書」とは、平成28年7月14日付けで行われた訂正請求における訂正請求書の記載を引用したものである。

#### (2) 原処分の妥当性について

法に基づく保有個人情報の訂正請求は、法27条1項1号ないし3号に定める自己を本人とする保有個人情報について、法28条に定める手続により行わなければならない。

平成28年7月14日付けで請求人が行った本件文書に係る訂正の求めについては、法28条1項2号に規定する訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等が訂正請求書に記載されておらず、また同条2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示又は提出しなかった。このため、処分庁は法28条3項の規定に基づき訂正請求書の補正及び本人であることを示す書類の提示又は提出を求めたが、請求人はこれに応じなかった。

さらに、平成28年8月7日付けで請求人が行った本件文書に係る保

有個人情報開示請求については、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示又は提出せず、手数料の納付もなかったことから、処分庁は開示しないことを決定している。このため、本件文書は法27条1項1号に定める自己を本人とする保有個人情報に該当せず、同項2号及び3号に該当する事情も認められない。

このような経緯を踏まえれば、本件訂正請求は法の定めるところに適用のものではなく、これを不訂正とした処分庁の決定は妥当と考えられる。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成29年3月23日 審議
- ⑤ 同年4月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、「平成13年特定月日特定番号裁決書」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、その訂正を求めるものである。

処分庁は、本件訂正請求には、訂正請求に形式上の不備（本人確認資料未提出）があり、かつ、開示を受けた保有個人情報がないため、訂正請求としての要件を満たしていないとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めるとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、以下のとおり説明する。

平成28年7月14日付けで審査請求人が行った本件文書に係る訂正の求めについては、法28条1項2号に規定する訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等が訂正請求書に記載されておらず、また同条2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示又は提出しなかった。このため、処分庁は法28条3項の規定に基づき訂正請求書の補正及び本人であることを示す書類の提示又は提出を求めたが、審査請求人はこれに応じなかった。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件訂正請求に対する補正の求めの文

書等の提示を受けて確認したところ、以下のとおりであると認められる。

ア 平成28年8月2日付けの文書（回答期限は同月9日）により、審査請求人に対して、①訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項を記載すること及び②本人確認書類を提出するよう補正を求めた。

イ これに対し、審査請求人から、平成28年8月7日付けで、平成13年特定月日特定番号裁決書の開示請求書が提出された。

ウ 平成28年8月16日付けの文書（回答期限は同月23日）により、審査請求人に対して、本人確認書類を提出するよう再度補正を求めるとともに、訂正請求を取り下げるか、取り下げない場合は、法30条2項の規定に基づき訂正をしない旨の決定を行うこととなる旨通知した。

エ これに対し、審査請求人から、平成28年8月20日付けで、平成13年特定月日特定番号裁決書は、本人確認制度を導入する前の文書である旨の「マイナンバーカード等提出の求補正に対する異議申立」という文書が提出された。

- (3) 本件訂正請求に対する、補正の求めの経緯は上記(2)のとおりであり、処分庁は、審査請求人に対し、平成28年8月2日付け文書及び同月16日付け文書において回答期限をそれぞれ上記(2)ア及びウのとおり明示して、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項の記載又は訂正請求の取扱いの希望及び本人確認書類の提出を求めていると認められる。

以上のように処分庁が審査請求人に対して行った形式上の不備に係る補正の求めは、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項の記載又は訂正請求の取扱いの希望及び本人確認書類の提出を求めるものであり、定めた補正期間も不当に短いものとは認められず、処分庁の補正の求めは、法27条3項の規定の趣旨に照らして相当であると認められる。

- (4) したがって、本件訂正請求には、法28条1項2号により記載を要する訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項の未記載及び同条2項により提出を要する本人確認書類の未提出という形式上の不備があるところ、上記(2)及び(3)のとおり、処分庁による相当の期間を定めた補正の求めによっても、その不備は補正されなかったと認められることから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として、原処分を行ったことは、妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、訂正請求に形式上の不備等があるとして不訂正とした決定については、訂正請求に本人確認書類の未提出等という形式上の不備があると認められるので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子